

「健康食品」について

「健康食品」とは

健康の保持増進に資する食品として販売・利用されている食品全般について「健康食品」と呼ばれることがありますが法令に定義されている「**保健機能食品**」を除いた「いわゆる健康食品」については、明確な定義はありません。

保健機能食品（「健康食品」のうち、国が制度化しているもの）

- **特定保健用食品**
特定の**保健の用途に資することを目的**として、健康の維持増進に役立つ又は適する旨の表示について**厚生労働大臣が個別に許可又は承認**した食品
- **栄養機能食品**
定められた規格基準に適合していれば、**国への許可申請や届出なくして**、厚生労働省が指定した**栄養成分の機能を表示**できる食品
※いずれも、審査等により安全性も担保している。

健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等の禁止

- 食品として販売される物について、健康の保持増進の効果等に関し、
- ・著しく事実に相違する
 - ・著しく人を誤解させる
- ような広告等の表示をしてはならない。

安全性について

一般食品における安全性確保に加え、**特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置**

健康食品制度の見直し

- **表示内容の充実**（平成17年2月1日）
・特定保健用食品制度の見直し
- **表示の適正化**
・栄養機能食品にふさわしくない表示を禁止するなど、保健機能食品における表示規制を強化
- **安全性の確保**
・錠剤・カプセル状等食品の、適正製造規範(GMP)ガイドライン、原材料の安全性自己点検ガイドラインの作成

安全性・有効性の情報について

独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ

『「健康食品」の安全性・有効性情報』 <http://www.nih.go.jp/eiken/>

